

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和8年5月12日（火）

出席者

○公安委員会

渡邊委員長、平川委員、久家委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校副校長、警務部総括参事官、総務課長、生活安全企画課長、交通指導課長、警備運用課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

○ **公安委員会に対する苦情の申出について**

警察本部から、公安委員会宛てに提出された苦情の申出についての説明がなされ、その内容を確認の上、受理するとともに、警察本部に調査を指示した。

○ **大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正について**

警察本部から、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（以下「金属盗対策法」という。）の施行に伴い、大分県公安委員会事務決裁規則を一部改正することに関し、改正の理由及び内容、施行日等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり一部改正することを決裁した。

○ **金属盗対策法の施行に伴う新たな公安委員会の権限に属する事務について**

警察本部から、金属盗対策法の施行に伴い、新たに公安委員会の権限に属する事務が生じるため、大分県公安委員会事務決裁規則を一部改正するとともに、一部の事務を生活安全部長等の専決とすることに関し、金属盗対策法の概要、公安委員会の権限に属する新たな事務等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり一部改正すること及び専決とすることを決裁した。

○ **放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正について**

警察本部から、一部の公示の方法を書面掲示に限定しないこととするため、放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則を一部改正することに関し、改正の理由、改正条文、施行期日等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり一部改正することを決裁した。

○ **運転免許の行政処分について**

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容、被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を行うことを決裁した。

○ **警察職員の援助要求に基づく派遣について**

警察本部から、福島県公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく援助の要求を受け、警察職員を派遣することについての説明がなされ、協議の結果、当該要求に対して警察職員を派遣することを決裁した。

○ **令和8年度新規詐欺被害防止対策事業について**

警察本部から、令和8年度に実施する特殊詐欺対策に関する「詐欺電話を遮断するサービスへの普及・加入促進」事業及び「防犯活動アドバイザーによる被害防止活動」事業に関し、事業の概要等について、報告がなされた。

公安委員から「防犯活動アドバイザーによる被害防止活動は、老人クラブ等の高齢者が加入する団体の活動機会においても、積極的に活動するとよい」旨の発言がなされた。

○ **地域警察官の目的意識を持った街頭活動による課題解決の推進について**

警察本部から、地域警察官の目的意識を持った街頭活動による課題解決の取組に関し、取組の背景、実施期間及び実施単位、具体的運用要領等について、報告がなされた。

公安委員から「取組に対する指導は誰が行うのか」旨の発言がなされ、警察本部から「警察署の地域課や交番の幹部が行うこととしている」旨の説明がなされた。

また、公安委員から「県民の安心感の醸成に向けた素晴らしい取組である。この取組を通じ、地域部門に配属される若手警察官の成長にも期待する」旨の発言がなされた。

○ **令和8年4月末現在の交通事故発生状況等について**

警察本部から、令和8年4月末現在の交通事故発生状況、同月中に発生した交通死亡事故の概要、4月末現在の交通死亡事故の特徴等について、報告がなされた。

公安委員から「交通安全については、県民の関心が特に高いため、しっかりと対策を進めていただきたい」旨の発言がなされ、警察本部から「交通事故の発生状況等を正確に分析し、的確な対策を推進してまいる」旨の説明がなされた。

○ **運転免許関係業務の受付時間の見直し（本運用開始結果）について**

警察本部から、運転免許センター及び警察署等における運転免許関係業務の受付時間の見直しに係る本運用の開始結果に関し、来庁者及び手続者の推移、免許センター及び各警察署等の受付状況等について、報告がなされた。

公安委員から「運転免許関係業務に関連し、運転免許の更新を知らせる葉書について、情報量が非常に多くなっているため、レイアウト等を工夫してはどうか」旨の発言がなされた。